

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ケアサポートアシスト
- (2) 代表者 理事 亀澤 繭衣
- (3) 所在地 藤井寺市津堂二丁目 3 番 26 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 たんぽぽ
- (2) 所在地 藤井寺市沢田二丁目 8 番 35 号井関マンション 103 号、105 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分日年月日

令和 3 年 9 月 24 日（金曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 3 年 10 月 22 日から 6 か月間

5 処分の理由

不正請求（児童福祉法第 21 条 5 の 24 第 1 項第 5 号）

利用児童について、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した。